

(建築物の敷地と道路との関係)

第 27 条 延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。以下この条において同じ。）が 1,000 平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員 6メートル以上の道路（法第 42条第 2 項又は第 3 項の規定により市長が指定した道路を経由することなく同条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当する道路に至る道路に限る。以下この条において同じ。）に 6メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口（建築物又は敷地内に福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例（平成 12 年福岡市条例第 59 号）第 22 条に規定する自動車保管場所を設ける場合は、その車両の主要な出入口を含む。以下この条において同じ。）を設けなければならない。ただし、延べ面積が 5,000 平方メートル以下の建築物で敷地が次の各号のいずれかに該当する場合において、第 1 号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第 2 号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設けたときは、この限りでない。

(1) 幅員 4メートル以上の道路に敷地の外周の 7 分の 1 以上が連続して接し（それぞれの道路の幅員が 4メートル以上の 2 以上の道路に接する場合で、それらの道路に敷地の外周の 7 分の 1 以上が連続して接する場合を含む。）、かつ、その道路に接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が 6メートル以内の部分の敷地を道路状にし、交通の安全上支障がない状態にしたとき。

(2) それぞれの幅員が 4メートル以上であって、その幅員の和が 9メートル以上である 2 以上の道路に接し、かつ、その建築物の敷地の外周の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接するとき。

2 第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項に規定する建築物に該当するものに係る道路との関係による制限が、前項の規定によるものを上回る場合は、前項の規定にかかわらず、第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項に定めるところによる。

3 第 1 項の規定は、建築物の敷地の周囲に広い空地がある建築物その他これと同様の状況にある建築物の場合又はその建築物の用途が特別な場合等で市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めるものについては、適用しない。